

請願文書表

請願番号	請願第 3 号	受理年月日	平成 2 9 年 1 1 月 7 日
件 名	「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書		
請願者の住所氏名	松山市西石井 1 丁目 9 - 2 2 第 9 4 杉フラット 2 0 1 号 国民の食糧と健康を守る愛媛県連絡会 会長 村田 武		
紹介議員	遠藤 綾		
付託委員会	総務産業委員会	付託年月日	平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日
要 旨			
<p>〈請願の趣旨〉</p> <p>米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。</p> <p>こうした中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかろうとしていますが、この低米価では、集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。</p> <p>平成 2 5 年までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。</p> <p>平成 2 6 年からは、「経営所得安定対策」に切り替わり、米については 1 0 a 当たり 7, 5 0 0 円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいっそう疲弊しています。しかも、平成 3 0 年度産米から国による米生産調整の廃止とともに交付金の支払いも廃止されます。</p> <p>これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済もますます困難にしてしまうことは明らかです。</p> <p>私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う「農業者戸別所得補償制度」を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。以上の趣旨から、貴議会が以下の事項について地方自治法第 9 9 条にもとづき、議会決議をもって政府に強く働きかけるよう請願します。</p> <p>〈請願事項〉</p> <p>1. 農業者戸別所得補償を復活させること。</p>			

